

（1）大学・学科の設置理念

①大学

摂南大学は、大正11年に「理論に裏付けられた実践的技術をもち、現場で活躍できる専門職業人の育成」を建学の精神として創設された関西工学専修学校を淵源とし、昭和50年に工学部（現・理工学部）のみからなる単科大学として設立、昭和57年に国際言語文化学部（現・国際学部）、経営情報学部（現・経営学部）、昭和58年に薬学部、昭和63年に法学部、平成22年に経済学部、平成24年に看護学部、令和2年に農学部、令和5年に現代社会学部をそれぞれ増設し、現在9学部を擁する総合大学となっている。

現在においても、「人間力と実践的能力をもち、多様な人々と協働して社会に貢献できる人材を育成する」を教育の理念に掲げ、総合大学としての特色ある教育・研究を進めている。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

看護学部は平成24年に開設し、建学の精神および大学の教育理念のもとに、生命の尊厳と人権の尊重を基盤とした倫理観、心豊かな人間性と看護実践能力を備えた人材を育成し、地域社会における保健・医療・福祉の向上、看護の発展に貢献できる看護職者を養成することを教育目的としている。DPとして①心豊かな人間性と個人・家族・集団・組織を理解するための幅広い教養を身につけている、②対象理解や看護実践に繋がる看護・保健や薬に関する専門的知識を身につけている、③広く多元的に情報を収集し、科学的根拠に基づき、問題を解決できる能力を身につけている、④生命の尊厳と人権の尊重を基盤とした倫理的な姿勢を身につけている、⑤保健医療チームの一員として、互いの立場を尊重し意欲的に他者と協働関係を築く力を身につけている、⑥地域社会と看護の発展に貢献する意思をもち、看護職として自己研鑽の姿勢を身につけている、⑦科学的根拠に裏打ちされた安全安楽な看護を提供すると同時に、人々の健康と生活の質の向上に寄与するための実践能力を身につけている、⑧多様な人々と信頼関係を築くことができるコミュニケーション力および自らの考えを表現する力を身につけている、を掲げ、毎年約100名の卒業生を看護師、一部は保健師、助産師として輩出している。

（2）教員養成の目標・計画

①大学

本学の教員養成の理念は、憲法および教育基本法をふまえ、教育への情熱と使命感、生徒の成長・発達についての科学的な認識に基づいて、日々、創意と工夫に充ちた実践的指導に努める教師、人間としてよりよき方向を生徒とともに探求する努力を惜しまない教員の養成である。

この理念は、「世のため、人のため、地域のために理論に裏付けられた実践的技術をもち、現場で活躍できる専門職業人を育成する」という建学の精神ならびに「人間力と実践的能力をもち、多様な人々と協働して社会に貢献できる人材を育成する」という教育の理念に基づくものである。

上記目標を達成するため、教職課程においては1年次から4年次まで、「養護に関する科目」および「教育の基礎的理解に関する科目等」に加え、「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」について、各学部・学科等の教育課程に柔軟に対応するためバランスよく配置している。

さらに「教育の基礎的理解に関する科目等」においては、以下のことに留意したカリキュラム編成を行い、指導している。

（ア）多様な人と円滑にコミュニケーションする力を養うとともに、自身の専門教科以外の教科についての知識を身に付けるため、1年次より各学部・学科等にわたる横断的なクラス編成

を行うとともに、このようなクラス編成を学年進行と共に増やしている。

- (イ) 「大学が独自に設定する科目」として、2年次以降を対象として「地域連携教育活動Ⅰ・Ⅱ」を開講している。本科目は、地域の実情を知り、地域の学校を知ること、実際の学校と児童・生徒を理解することを目的として、大学近隣の小中学校の協力の下、年間を通じて学校に出向いて活動するものであり、低年次から教育への理解を深め、教職に対する意欲をさらに喚起するために資するものである。同時に、学生以外の様々な人とコミュニケーションを図る貴重な機会と捉え開講している。
- (ウ) 各科目内や教職課程の行事など、折に触れ、現職の先生方や教育委員会の方をお招きし、ご指導いただくようにしている。
- (エ) 各科目においては、授業形態にかかわらず、グループワークやディスカッション、プレゼンテーション、コメントペーパー等を用い、即時のものも含めてアウトプットの機会を設けるようにしている。また、そうしたアウトプットに対しては、その方法に応じたフィードバックを行っている。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

本学部で学ぶ看護技術・知識のほか、生命や人権における倫理観などを兼ね備えた養護教諭を養成し、地域を中心として輩出することを目標としている。

こうした教育方針をベースに、本学部では大学の教員養成に対する理念に基づき、主として以下の点に重点をおきながら、高度な資質をもつ教員の養成を目指す。

- (ア) 生命の尊厳と人権の尊重を基盤とした倫理観を持つ人材を育成する。
- (イ) 心豊かな人間性と看護実践能力を備えた人材を育成する。
- (ウ) 地域社会における保健・医療・福祉の向上、看護の発展に貢献できる看護学の理論や実践能力を持つ人材を育成する。
- (エ) 子どもとその家庭や学校における健康課題に向き合うことができる心豊かな人間性を有する人材を育成する。

(3) 認定を受けようとする課程の設置趣旨（学科等ごとに校種・免許教科別に記載）

社会背景として、医療的ケア児の推計人口が令和元年に約2万人と過去14年でおおよそ2倍に増加し、令和3年の医療的ケア児支援法の成立により、自治体は学校教育の場における医療的ケア児受入れ支援体制の拡充が求められ、看護師の配置が努力義務となっている。また、学校教育の現場では、養護教諭は保健室の運営だけでなく、感染症対策、いじめや不登校などの心の問題、性教育など、学校保健に関する中核的役割を果たしており、職務の重要性が増している。中でも、医療知識のある看護師資格をもつ養護教諭のニーズは高く、看護学部における養護教諭の養成は意義があると考えられる。

本学看護学部生にとっても生涯のキャリアとして学校教育における養護教諭の選択肢は魅力あるものであり、看護学部内の調査においても令和4年度1～2年次生の約4割が養護教諭一種免許取得を希望している。現時点では、保健師課程の10名は保健師国家試験合格後に都道府県に届出ることにより養護教諭二種免許を取得可能であるが、より質の高い養護教諭を輩出するためには、養護教諭一種免許の教職課程を設置することが必要である。北河内医療圏には他に看護師免許と同時に養護教諭一種免許を取得できる大学はなく、本学への設置により、学校教育の現場により有能な

人材を輩出できる。学生にとっては就職に有利な資格取得につながる。特に看護学部は女性の比率が約90%と多く、大学時代に取得した資格により教育現場で生涯を通じて活躍する可能性が広がる。

I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

(1) 各組織の概要

①

組織名称：	教職課程運営委員会
目 的：	全学的に教職課程を実施する中核組織。学長の諮問に応じて、教員養成に関する以下の事項を審議する。 ・教職課程設置の基本方針に関する事項 ・教職課程の編成ならびに適切な運営に関する事項 ・教職課程の質の維持・向上に関する事項 ・教職課程の自己点検・評価に関する事項 ・教職課程に関わる情報の公表に関する事項 ・教職支援センターの事業計画および運営に関する重要な事項
責 任 者：	全学教育機構長
構成員（役職・人数）：	委員長：全学教育機構長、 副委員長：委員の中から委員長の意見を聴いて学長が任命した者 1 名、 委員：教務部長、 教職支援センター長、 教職支援センター員の教授、准教授、講師または助教の中から全学教育機構長の推薦により学長が任命した者 若干名、 教職課程を有する各学部学科の教授の中から学部長の推薦により学長が任命した者 各学科 1 名、 全学教育機構課長
運営方法：	委員会の議事定足数は委員の 3 分の 2 以上の出席。委員会の庶務は全学教育機構で取り扱う。

②

組織名称：	教職支援センター
目 的：	本学の教育目的に従い、教職課程および教員養成に関する教育と研究を推進するとともに本学における教員養成に関する課程を運営し、教職を志望する本学学生および卒業生の学修・就業支援を行う。
責 任 者：	教職支援センター長
構成員（役職・人数）：	教職支援センター長、 教職支援センター主任、 センター員（各学部の教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目および各教科の指導法を担当する専任教員） 7 名、 全学教育機構の事務職員 4 名

様式第7号イ

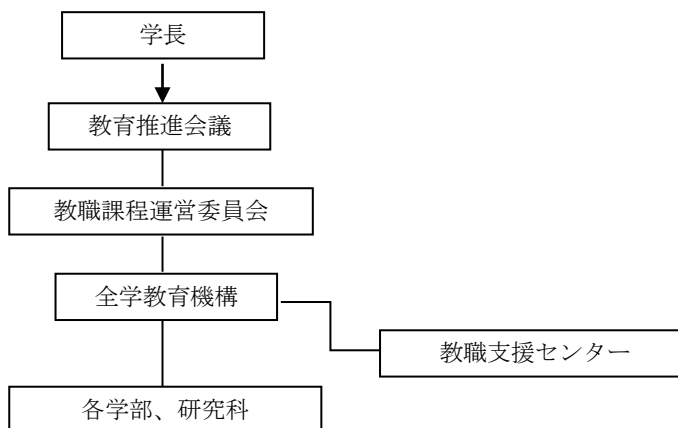
運営方法：教職課程を実務的に運営し、直接的な学生指導全般を行うとともに、学科や専攻、また教育委員会等との連絡調整を行う。具体的には、

- ・教育職員養成に関する教育の推進および質保証に関すること
- ・教職課程の授業計画および運営に関すること
- ・介護等体験の指導に関すること
- ・幼稚園・小学校免許取得プログラム生の学修支援に関すること
- ・教員免許申請に関する学生および卒業生の相談および指導に関すること
- ・教員を志望する学生の社会貢献活動への取組支援に関すること
- ・教科書等の図書および教育関連資料の収集と提供に関すること
- ・教職スタディールームの管理に関すること
- ・本大学出身教員との連携に関すること
- ・各教育委員会との連携に関すること
- ・教員採用試験等、教員採用にかかる就業支援に関すること
- ・教職課程の自己点検・評価に関すること

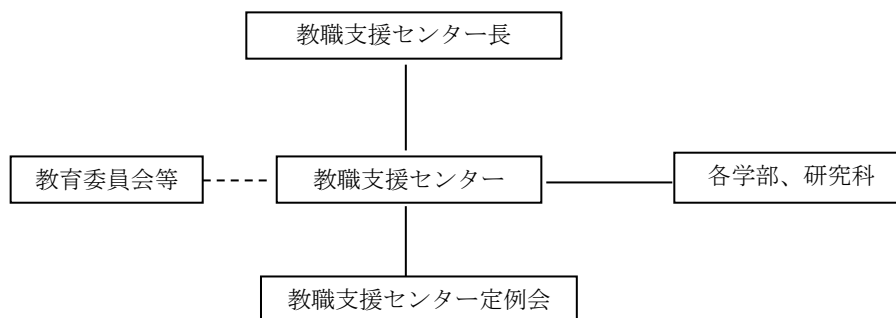
構成員で月1回程度定例会を実施して情報共有を図るとともに、発生する諸問題について対応する。

(2) (1) で記載した個々の組織の関係図

①教職課程運営委員会



②教職支援センター



様式第7号イ

Ⅱ. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組

(1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等

寝屋川市教育委員会の協力のもとに、教職実践演習（養護教諭）の授業で大学近隣の公立小学校・中学校の学校見学を実施している。当日は、授業を見学した後に学校のおかれている状況、教科指導・生徒指導・進路指導などについて講話いただいている。実施にあたっては、教職支援センター教員が見学する各小学校・中学校と事前に打ち合わせを行うとともに、見学当日も学生を引率しており、こうした機会に小学校・中学校の現場の意見を聴いている。

(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等

取組名称： 地域連携教育活動（大学が独自に定める科目）

連携先との調整方法： 大学近隣の小学校・中学校に学生の受け入れ依頼を行い、教職支援センターで受け入れ人数や内容等について取りまとめている。教職支援センター主任が窓口となり先方とやり取りをするのに加え、学生の活動先が決まってからは教職支援センター教員が1人につき1校以上を担当し、学生たちへの助言等を行っている。

具体的な内容： 大学近隣の小学校・中学校で教育現場の教育補助、課外活動を幅広く体験し、自己の適性を把握する機会を持ち、人間的成長や社会意識の向上を目指す。活動内容は、授業運営補助、「総合的な学習」の補助、学校行事運営補助、クラブ・サークル活動の補助、図書室運営の補助、放課後学習の補助などを組み合わせ、大学授業の空き時間を利用して年間を通じ週1回90分を行っている。

Ⅲ. 教職指導の状況

教職支援センターにおける教職協働のもとで、学生への各種指導を行っている。履修要領、養護実習、教員免許状申請などの各種ガイダンスにおいては、教育的な観点からの指導を専任教員が、手続きや留意事項等については事務担当者が説明を行っている。履修指導は主に全学教育機構の事務担当者が行うが、専任教員でも対応できるようにしている。

また、随時、養護に関する科目の担当教員と教育の基礎的理解に関する科目等の担当教員が情報交換・意見交換を行っており、学生指導体制の向上の材料としている。

様式第7号ウ

看護学科＞(認定課程:養教一種免)

(1)各段階における到達目標

履修年次		到達目標
年次	時期	
1年次	前期	入学時のガイダンスにおいて、大学での学修方法、看護学科のカリキュラムや看護師免許、看護師国家試験受験資格などを取得するための履修方法と心構えについて説明を受け、その内容を理解する。さらに教員免許取得を希望する学生を対象とした教職課程ガイダンスで、本学の教員養成の理念を理解し、自己の将来像や目標を定めていく。 科目の到達目標は、人体の構造の機能に関する知識の習得、教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)を理解する。また、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想を学び、教員としての人間観や教育観へ及ぼす影響を理解して、自己の将来像を深く考える。
	後期	病理、感染、薬理学など看護の基本的な科目を習得し、看護実践の基礎となる知識を修得する。また、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程および教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)を理解する。加えて体育や英語コミュニケーション科目を通して、教員としての基本的な知識を修得する。
2年次	前期	養護概説を通して養護実践に関する基本的な知識を修得し、小児看護学概論、精神看護学概論などの科目から学校現場で対象となる人の理解を深める。また、教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)、教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)について理解する。基本的人権や今日の日本における人権課題についても理解する。
	後期	生徒指導の理論及び方法を学び、自らが養護教諭として指導するイメージを明確にする。また、特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解について学び、配慮が必要な学生、児童に対する具体的ななかかわり方を修得するとともに、養護教諭として実践する看護技術を修得する。
3年次	前期	学校保健についての基礎的な知識を修得する。総合的な学習の時間、総合的な探究の時間及び特別活動に関する内容、教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法を学び、専門的な視点での対応が必要とされる現代的な健康課題に対する養護教諭としての役割を理解する。
	後期	道徳に関する内容を学び、道徳教育の必要性や歴史、現状と課題等についての基本的な知識を身に付けるとともに、小児看護学実習を通して、子どもとその家族への具体的な援助方法について学び、養護教諭としての実践力を身につける。
4年次	前期	「養護実習」では、事前指導において実習の目的と意義を学び、実習先である学校現場では、これまで学んできた内容を実践し、事後指導において実習先での学びや反省を整理して理解し、教育に対する考察を深める。
	後期	「養護実習」の事後指導では、前期に続き実習先での学びや反省を整理して理解し、教育に対する考察を深める。「教職実践演習(養護教諭)」では、養護実習における体験と反省をふまえ、修得度が不十分な領域に関する研究活動を行い、自らの資質・能力を補完する。そして、さらなる向上を目指し、教育者として生涯にわたり自ら学び高めていく自己教育力を修得する。

様式第7号ウ（養護）

<看護学科>（認定課程：養教一種免）

(2) 具体的な履修カリキュラム

履修年次		具体的な科目名称				
年次	時期	教育の基礎的理解に関する科目等	養護に関する科目	大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に関する科目	その他教職課程に関連のある科目
1年次	前期	教師論	人体の構造と機能Ⅰ		情報リテラシーⅠ	
		教育原理	人体の構造と機能Ⅱ			
			看護学概論			
	後期	教育経営論	基礎看護技術Ⅰ		スポーツ科学Ⅰ	人体の構造と機能Ⅲ
		教育心理学	代謝栄養学		英語Ⅱ	
			食品学		データサイエンス基礎	
			感染と防御			
			薬理学総論			
2年次	前期	教育課程論	養護概説		日本国憲法	保健医療福祉行政論
		教育方法論	精神看護学概論		英語Ⅲ	家族看護学
			基礎看護技術Ⅱ			
			小児看護学概論			
	後期	特別支援教育論	疫学		スポーツ科学Ⅱ	疾病・治療論Ⅳ
		生徒指導論（進路指導を含む）	公衆衛生学			
			公衆衛生看護学概論			
			精神看護学援助論Ⅰ			
			小児看護学援助論Ⅰ			
	通年			地域連携教育活動Ⅰ		
3年次	前期	特別活動・総合的な学習の時間の理論と指導法	学校保健			
		教育相談（カウンセリングの基礎を含む）	健康相談活動の理論と方法			
			小児看護学援助論Ⅱ			
	後期	道徳教育論	小児看護学実習			
	通年			地域連携教育活動Ⅱ		
4年次	前期					
	後期	教職実践演習（養護教諭）				
	通年	養護実習				